

2005年3月4日

兼松日産農林株式会社「桝組壁工法」用等ビスに関する 認定書偽造に対する弊社対応について

兼松日産農林株式会社（以下、同社）が、『建築基準法』に基づく国土交通大臣認定書を偽造し、「桝組壁工法」等に用いるビスを販売していたという事実が、2月22日（火）、国土交通省ならびに同社から発表されました。（国土交通省ならびに同社は3月3日付にて追加発表をおこなっています。）

弊社住友林業株式会社では、上記発表を受け、直ちに弊社施工建物に対する影響等の調査をおこないましたがその経過につきまして以下のとおり、お知らせ申し上げます。

国土交通省ならびに同社発表によりますと、同社製ビス等について「桝組壁工法」における「耐力壁」の強度を示す壁倍率を偽り、『建築基準法』に基づく国土交通大臣認定書を偽造したとされています。

一方、弊社の「木造軸組工法」による建物においては、同社製に限らず**ビスを用いた『建築基準法』に基づくせっこうボードによる「耐力壁」は使用しておりません**ので、まずはご安心くださるようお願い申し上げます。

なお、弊社では「木造軸組工法」による建物においても『住宅の品質確保の促進等に関する法律』に基づく日本住宅性能表示基準・評価方法基準に規定の「準耐力壁」を使用し、個別の住宅ごとに住宅性能評価申請をおこなっております。その仕様としてせっこうボードによる「準耐力壁」の接合具に同社を含む4社製のビスを採用しておりますが、弊社は、ビス製造会社の認定・公表の数値に依存することなく、国土交通大臣が指定する性能評価機関で独自に実施した「壁せん断試験」結果（『試験成績書』）又は「部分試験」結果に基づき財団法人日本建築センターの性能評価（『試験結果証明書』）を取得し、加えて本性能評価により、せっこうボードを用いた「準耐力壁」に関する「特別評価方法認定書」（平成14年11月・認定番号153）の交付を国土交通大臣より受けております。

以上のことから、同社製当該ビスの使用、偽造認定書の内容に関わらず、弊社の「木造軸組工法」による建物の構造安全性については何ら問題ございませんが、弊社は国土交通省ならびに同社の発表後すぐに、当該ビスに限らず同社製の全てのビスについて新規の現場納入を中止しております。

なお、一部「ツーバイフォー工法」による施工建物につきましては現在、詳細を調査中でございます。

以上

<本資料に関するお問い合わせ先>

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 佐野・佐藤

TEL 03-3214-2270